

大任町告示第84号

条件付一般競争入札の実施について

令和7年12月5日

大任町長 永原譲二

大任町が発注する建設工事について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うため、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6
第1項及び大任町財務規則（平成24年規則第4号。以下「財務規則」という。）第95
条の規定により公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 義務教育学校設立事業 大任町立義務教育学校新築工事
- (2) 工種 建築一式工事
- (3) 工事場所 大任町大字今任原
- (4) 工事概要 校舎及び屋体（鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積 13,509 m²
その他、本工事に付随する外構工事）
- (5) 使用する主要な資機材 コンクリート 約 10,130 m³、 鉄筋 約 1,260t、
鉄骨 約 400t
- (6) 工期（予定） 大任町議会議決に係る契約効力の発生の日から令和9年12月25
日まで
- (7) 予定価格 7,622,870,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- (8) 最低制限価格 7,142,700,000円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札方式

条件付一般競争入札

3 入札に参加する者の必要な資格

- (1) 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が1,200点以上であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 大任町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成24年2月）に基づく指名停止期間中でないこと。また、国及び地方公共団体の指名停止の措置要領等に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成20年度以降に元請として、本件工事と同種又は同規模工事（鉄筋コンクリート造、延床面積5,000m²以上）の元請施工実績を有すること。
- (5) 当該工事に専任で配置できる主任技術者又は監理技術者を有すること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上であり同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 租税滞納のこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (9) 2者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）（出資割合は30%以上であること。）又は単体企業で施工すること。なお、本工事に係るJVの構成員は、単体企業で参加することができないこと。
- (10) 2者組合せによるJVの構成員に対する条件
 - ア 代表構成員に対する条件
 - ① 平成20年度以降に元請として、本件工事と同種又は同規模工事（鉄筋コンクリート造、延床面積5,000m²以上）の元請施工実績を有すること。
 - ② 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(注意)

専任の監理技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヵ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、建設業法第7条第1号に該当する経営業務の管理責任者（以下「経営業務管理責任者」という。）又は同法第7条第2号若しくは第15条第2号の規定による営業所における専任の技術者（以下、「営業所における専任の技術者」という。）でないこと。

- ③ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が1,200点以上であること。
- ④ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。
- ⑤ 本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。

イ 他の構成員に対する条件

- ① 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,000m²以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。
- ② 建築工事業について、監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヵ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、経営業務管理責任者又は営業所における専任の技術者でないこと。

- ③ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が900点以上であること。
- ④ 本工事に係る他のJVの構成員となることができないこと。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の額とする。

ただし、財務規則第101条のとおり免除規定がある。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、財務規則第124条のとおり免除規定がある。

5 入札手続全体の流れ

(1) 入札参加申込書等の交付

ア 交付場所 大任町大字大行事3067番地 大任町役場2階
教育課学校教育係

電話 0947-63-3110 アドレス gakkou@town.oto.fukuoka.jp

イ 交付書類 下記のデータが入ったCD-Rを交付するため、前もって来庁する日時を教育課学校教育係へ連絡すること。

- ・一般競争入札参加申込書・現場説明書
- ・設計図面 ① 設計図書（金抜き）
- ・入札書 ② 委任状
- ・質疑書 ③ 積算内訳書

ウ 交付期間 令和7年12月5日(金)から令和7年12月25日(木)までの
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※参加資格の確認として、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」
を1部提出すること

(2) 入札参加の申込み

ア 受付期間 令和7年12月5日(金)から令和7年12月25日(木)までの
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出書類 ① 一般競争入札参加申込書（別紙1または1-1、3、4）

- ・特定建設業許可証明書等の写し
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ・特定建設工事共同企業体協定書（国土交通省様式等）の写し
- ・配置予定技術者調書（任意様式）以下を添付

① 配置予定技術者調書に記載する施工経験が確認できるもの

② 法令による免許、資格証等の写し

③ 監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習終了証の
写し

④ 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

- ・平成20年度以降の工事実績が確認できるもの

- ウ 提出場所 前号ア交付場所と同じ
エ 提出方法 持参。その他の方法は不可。
提出する際は、前もって日時を教育課学校教育係へ連絡すること。

(3) 入札に対する質疑、回答

- ア 受付期間 令和7年12月5日（金）から令和8年1月20日（火）15時まで
イ 質疑方法 質問書（別紙2）を使用し、教育課学校教育係へ電子メールで送信すること。電話又は口頭による質問は受け付けしない。
ウ 回答方法 令和8年1月30日（金）17時までに入札参加申込者全員に電子メールで回答する。

(4) 入札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和8年2月26日（木）10時00分
イ 入札場所 大任町大字大行事3067番地 大任町役場2階 研修室
ウ 入札方法 持参による提出
エ 提出書類 入札書及び積算内訳書
オ 代理入札 代理人が入札に参加する場合は委任状を提出しなければならない。
カ 決定方法 財務規則第97条及び第98条の規定に基づき決定された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札書に記載する額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
- (3) 入札書と積算内訳書をそれぞれ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び工事名を記入し提出する。
- (4) 入札参加者が1者の場合でも入札を有効とする。
- (5) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は、天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 金額の記載がない入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札した場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 積算内訳書を提出しない者又は提出された積算内訳書に不備がある者がした入札

8 支払条件

- (1) 前払金 有
- (2) 部分払 有

9 その他

- (1) 現地説明会は実施しない。
- (2) 現地の確認を希望する場合は、前もって日時を教育課学校教育係へ連絡すること。
- (3) 本入札の取扱いについては、この告示に定めるもののほか、財務規則及びその他関係法令に定めるところによるものとする。
- (4) 本入札に係る契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第65号）第2条の規定に該当するため、仮契約を締結し大任町議会の議決を得た後、本契約としての効力を生ずるものとする。
なお、議会の議決が得られない場合は効力を失うこととなり、損害の賠償を請求することはできない。

■問い合わせ先（教育課学校教育係）

大任町大字大行事 3067 番地

大任町教育委員会事務局（教育課学校教育係）

メールアドレス：gakkou@town.oto.fukuoka.jp

TEL0947-63-3110